

社外取締役の権限強化

「1/3以上」を明記

三菱UFJ、委員会設置会社に移行

三菱UFJフィナンシャル・グループは26日、人事など重要な経営判断で社外取締役の意見を強く反映させる「委員会設置会社」に6月に移行すると正式に発表した。社外取締役の比率を3分の1以上にすると明記したガバナンス方針もつくった。企業統治の透明性を高めるよう求める国内外の声に対応する。

株主総会の承認を経て、指名委員会等設置会社になる。社外取締役が過半を占める指名委員会が株主総会に諮る取締役の人事案を決めるほか、各種のリスクを点検する任意の委員会も置く。

▼委員会設置会社
 社法で認められた企業形態の一つ。「指名委員会等設置会社」は社外取締役が過半を占める指名、報酬、監査の3委員会を置き、取締役の選任や解任案などを決める。「監査等委員会設置会社」は2014年に成立した改正会社法で新設された制度で、監査等委員会が経営を監視する。

三菱UFJはここ2年で社外取締役を2人から5人に増やし、海外有識者の助言組織などを整備してきた。委員会設置会社への移行も統治強化の一環だ。

田中正明副社長は「ハコから中身を変えるので、三菱UFJはこれまで変わってきた中身に對して、最も使いやすい制度を選択した」と話す。

背景には急速に進む事業のグローバル化がある。米モルガン・スタンレーへの出資やタイ大手アユタヤ銀行の買収など

で海外の収益比率は4割ほどに拡大した。現行の監査役会設置会社は日本独特の仕組みで、海外の当局や投資家から理解を得られにくいと判断した。

5月に施行する改正会社法で、

大手銀ではりそなホールディングスとみずほフィナンシャルグループが委員会設置会社に移行済みだ。

委員会設置会社で業績がふるわない企業も多い。田中副社長は「大事

社法や、金融庁と東京証券取引所が策定した企業統治指針(コーポレートガバナンス・コード)も背中を押した。かつては巨額の不良債権や貸し渋りなどで「銀行の常識は世間の非常識」と言われた時代もあった。様々な専門性や経験を持つ社外取締役の地位を高め、正しい経営判断につなげる。

委員会設置会社は監督と執行を分離

	指名委員会等設置会社	監査役会設置会社
特徴	監督と執行を分離	取締役会が執行の機能も持つ
組織	取締役会と3委員会(指名、報酬、監査)を設置	委員会は任意で設置
取締役	指名委員会が選任や解任案を決定	取締役会が選任や解任の議案を決定
監査	監査委員会が妥当性も含めて監査	監査役会が適法性の監査

なのは形式ではなくて実体。社外取締役の資質に「よって企業統治の質は変わる」と強調した。